

2017年11月1日

保険薬局
管理薬剤師 各位

北野病院
薬剤部長 尾上 雅英

「院外処方せんにおける事前合意プロトコル」の運用について

平素より、院外処方せんを応需いただき、ありがとうございます。薬剤師による疑義照会は医薬品の適正使用上、薬剤師法に基づく極めて重要な業務です。患者さん個々の病状や検査値を勘案した疑義照会・処方提案はますます重要ですが、一方で、形式的な疑義照会も多く、患者さん・処方医師・薬局薬剤師それぞれにご負担をかけている場合が見受けられます。

そこで当院では、平成22年4月30日付 厚生労働省医政局長通知「医療スタッフの協働・連携によるチーム医療の推進について」を踏まえ、プロトコルに基づく薬物治療管理の一環として、調剤上の典型的な変更に伴う疑義照会を減らし、患者への薬学的ケアの充実および処方医師の負担軽減を図る目的で「院外処方せんにおける事前合意プロトコル」の運用を開始しました。

本プロトコルを運用するために、合意書を交わすことを必須条件とし、合意を締結された保険薬局につきましては、大阪市北区薬剤師会から登録薬局番号が交付されます。本取り組みへの参画をご希望される応需薬局は、まず、当院薬剤部 尾上まで（電話 06-6312-8824）までご連絡ください。

また、プロトコルに則り、変更した内容につきましては、専用の「事前合意プロトコル専用 FAX 送信状」を使用して、通常の疑義照会と同様に各ブロックまでご連絡ください。